

平成 27 年 1 月 28 日

各位

会社名 岐垣鋼業株式会社  
代表者 代表取締役社長 井田宇洋  
TEL 0584-89-7121

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 20 日開催の臨時株主総会において、「定款の一部変更」が可決されましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

旧	新
(公告方法) 岐阜市において発行する岐阜日日新聞に掲載する。	(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岐阜新聞に掲載して行う。
(目的) 各種機械部品の製造加工販売 前号に附帯する一切の事業	(目的) 1. 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 精密機械部品の開発、製造、販売、輸出入、管理、賃貸、運送に関する事業 (2) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業 (3) 前記各号に付帯・関連する一切の事業 2. 当社は、前項各号およびこれに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。

旧	新
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、500,000株とする。</p>
<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>新設</p>	<p>(株式の譲渡制限)</p> <p>当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>新設</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、会社法の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</li> <li>2. 当社は、会社法の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</li> </ol>
<p>(社外取締役等の責任免除)</p> <p>新設</p>	<p>(社外取締役等の責任免除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、会社法の規定により、社外取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</li> <li>2. 当社は、会社法の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</li> </ol>

## 2. 日程

定款変更の効力発生日 平成 27 年 1 月 19 日

以上